

第3章 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限(法第43条)

<解説>

法第43条は、開発許可（法第33条、法第34条）の規定に準じて政令第36条第1項の各号に規定されております。

また、政令第36条第1項第3号ホの規定によるさいたま市開発審査会基準については、各編をご参照ください。

※法第43条の規定については、「1 制度解説編 第17章 P1-55」を参照

※さいたま市開発審査会基準の解説については、「3 立地基準編 第14節 P3-35」を参照

※さいたま市開発審査会基準の詳細については、「P3-36～」を参照

さいたま市開発審査会基準（法第43条関係基準を抜粋）

・一括議決基準

基準名	ページ
市街化調整区域の土地を長期所有する者の自己用住宅	3-37
建築基準法第51条ただし書許可を受けた建築物又は第一種特定工作物	3-41
既存住宅団地内の土地における建築物	3-46
公共事業の施行により移転する建築物	3-48
市街化調整区域に居住する者のための集会所等	3-50
1ヘクタール未満の墓園又は既存の運動・レジャー施設に係る併設建築物	3-51
既存建築物の用途変更等	3-52

・個別付議基準

基準名	ページ
市街化調整区域において生産される農産物の販売所	3-54
社寺仏閣	3-55
指定幹線道路の沿道における特定流通業務施設	3-56
市街化調整区域に立地する公共公益施設	3-61
市街化調整区域に長期居住する者の自己業務用建築物	3-65
公共事業の施行により移転する建築物	3-67
自己の業務の用に供する既存の土地利用を適正に行うための管理施設	3-68
既存建築物の用途変更等	3-69
物流施設誘導地区における建築物	3-71

※申請の詳細については、「5 申請手続編 P5-50～」を参照

